

平成 18 年 3 月 20 日

(目的)

第 1 条 この要綱は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第 19 条の 3 第 3 項に規定する医療費支給認定を受けた同法第 6 条の 2 第 2 項に規定する小児慢性特定疾病児童等（以下「小児慢性特定疾病児童等」という。）に対し、特殊寝台等の日常生活用具（以下「用具」という。）を給付すること（以下「給付」という。）により、日常生活の便宜を図り、もって小児慢性特定疾病児童等の福祉の増進を図ることを目的とする。

(実施主体)

第 2 条 この事業の実施主体は、岩国市とする。

(用具の種目及び給付対象者)

第 3 条 給付の対象となる用具の種目は別表第 1 の「種目」欄に掲げる用具とし、給付の対象者は同表の「対象者」欄に掲げる小児慢性特定疾病児童等とする。ただし、小児慢性特定疾病に係る施策以外の児童福祉法による施策及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）による施策の対象とはならない者に限る。

(給付の申請)

第 4 条 用具の給付を受けようとする対象者の保護者（以下「申請者」という。）が給付の申請に使用する書類は、次のとおりとする。

- (1) 小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付申請書（第 1 号様式）
- (2) 小児慢性特定疾病医療受給者証の写し

(給付の決定等)

第 5 条 市長は、前条の定めによる給付の申請を受けたときは、速やかに当該世帯を調査し、日常生活用具給付調査書（第 2 号様式）を作成の上、給付の要否を決定する。

2 市長は、前項の規定に基づき給付を決定したときは、小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付決定通知書（第 3 号様式）及び小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付券（第 4 号様式）を、却下したときは小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付却下決定通知書（第 5 号様式）を申請者に通知するものとする。

(費用の負担)

第 6 条 対象者の扶養義務者は、用具の給付を受けたときは、その収入の状況に応じて用具の給付に要する費用の一部又は全部を負担するものとする。

2 前項により扶養義務者が負担する額の基準は、別表第 2 に定める額とする。

3 扶養義務者は、第 5 条第 2 項の規定により申請者が通知を受けた小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付券を添えて、自己負担額を用具を納入する業者に支払うものとする。

第 7 条 用具を納入した業者は、用具の給付に要する費用から自己負担額を控除した金額を、前条第 3 項の小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付券を添付し、市長に請求するものとする。

(用具の管理)

第 8 条 用具の給付を受けた者は、当該用具を給付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

2 前項に違反した場合には、市長は扶養義務者に対し、当該給付に要した費用の全部又は一部を返還させることができる。

(台帳の整備)

第9条 市長は、本事業の実施運営に関し、給付台帳その他必要な帳簿を整備するものとする。

附 則

1 この要綱は、平成18年3月20日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前に、合併前の岩国市小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業実施要綱（平成17年岩国市制定）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則

この要綱は、平成24年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。